

銀行等保有株式取得機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件

(平成十三年十二月二十一日金融庁・財務省告示第七号)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三百三十一号)第五十二条第一号及び第二号の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構が保有することができる有価証券(以下「指定有価証券」という。)及び預金をすることができる金融機関(以下「指定金融機関」という。)を次のように指定し、同法の施行の日(平成十四年一月四日)から適用する。

一 指定有価証券

イ 地方債

ロ 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)

ハ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券(ロに掲げるものを除く。)

二 特別の法律により設立された法人（八に規定する法人を除き、国、八に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものに限る。）であつて、当該特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券（口に掲げるものを除く。）

ホ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二の四第一項の規定による全国連合会債

ヘ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）の規定による債券を含む。）

ト 貸付信託法に基づく受益証券であつて元本補てんの契約のあるもの

チ 担保付社債（償還及び利払に遅延のないものに限る。）

リ イから手までに掲げるもののほか、
受けたもの
確実な有価証券であって、その保有について金融庁長官及び財務大臣の承認を

二 指定金融機関

イ 銀行

ロ 長期信用銀行

ハ 全国を地区とする信用金庫連合会

ニ 全国信用協同組合連合会

ホ 労働金庫連合会

ヘ 農林中央金庫

ト 株式会社商工組合中央金庫